

平成22年度第2回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成22年5月12日(水)
会 場 富合総合支所 3階会議室

開会時間 午前10時00分
終了時間 午前11時30分

○ 出席委員(9名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博
	菊 池 博 志

○ 欠席委員 (なし)

○ 参考人

熊本市議会議員 くつき 信 哉

平成22年度第2回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成22年5月12日（水）午前10時00分～

場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

〔協 議〕

協議第 1 号 市営住宅「廻江団地」建替事業について

〔報 告〕

報告第 1 号 釈迦堂1号線の安全対策について

報告第 2 号 今後の行事予定について

4 その他

○次回合併特例区協議会

・開催日時 平成22年 6 月 日（ ）午前・午後 時 分

5 閉 会

司会

おはようございます。

定刻になりましたので、協議会の開会に先立ちまして、配布資料の確認をしたいと思います。一枚紙で「平成22年度 第2回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成22年度 第2回富合町合併特例区協議会」の冊子（議事の協議「廻江団地の建替事業」に関する資料、議事の報告に関する資料）がございました。以上2点の資料を配布しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出下さい。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

また、わくわく都市熊本のバッジを配布しておりますので、イベント等がある時には活用され、PRの方を宜しくお願い致します。

それでは、これから会議に入ります。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項並びに、同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長である田中議長をお願いいたします。宜しくお願いします。

田中 榮信 議長

皆さん、おはようございます。

今日は、協議会が終わりましてから、午後1時半から囑託員会議、午後3時から植木町の合併特例区協議会から富合町に諦視に来られるという事になっておりますので、一つお願いをしたいと思います。

それでは、ここからは、私が議事進行を努めさせていただきます。宜しくお願いします。

それでは、ただ今から「平成22年度 第2回 富合町合併特例区協議会 定例会」を開会いたします。

本日は、協議会規約第10条第5項の規定に基づき、参考人として熊本市議会議員のくつき信哉先生にご出席をいただいております。くつき参考人には、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

ここで、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、「村崎委員」と「野口委員」にお願いしたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

次に、「構成員の出席数について」でございますが、本日は構成員の皆さん全員に出席いただいております。

なお、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしております事をご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思っております。

まず最初に、合併特例区長の村崎区長にご挨拶をお願いいたします。

村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。時節柄、天気も良くなりまして、一年を通じまして一番過ごしやすい時期になってまいりました。皆様方もそれぞれ協議会委員の立場として、仕事が大変だとは思っておりますが、ご協力をお願いしたいと思っております。

5月は、各種団体の総会や運動会などがございますので、委員の皆様方も出席を是非、宜しくお願いを申し上げたいと思っております。5月23日が富合中学校の運動会、同じく30日が富合小学校の運動会となっております。

平成22年度が始まって、一ヶ月が過ぎました。熊本市と合併して、はや一年八ヶ月になります。私達も色々な困難を乗り越えて熊本市と合併をいたしました。町の将来としては、合併して良かったと思っているところでございます。

新幹線車両基地も最終段階に入ってまいりました。富合新駅についても4月の半ばには認可が下りましたので、近いうちには着工され、来年の3月には開業できるように、今、話を進めておりますので、どうぞご期待をしていただきたいと思っております。

富合町も今一番、大きな転換期になってまいりました。合併から、新幹線の車両基地、駅、また田迎線の開通、そして今、一番の問題であります政令指定都市へ向けた区割りの問題が出ております。区役所の位置を富合総合支所とした5区案でまとめるという様な事で市執行部が議案を提出しておられますので、くつき議員の頑張りを期待しながら、今後、議会の皆さん方の判断を仰ぎたいと思っております。もし、区役所の位置が富合総合支所となれば、私達としては、大変嬉しく思うところでございます。

また、予算編成におきましては、富合町合併特例区に今年度は1億6千800万位の予算がつかしました。富合総合支所予算の方も、廻江団地の建替の事業、南北道路線の整備、そして富合新駅関連の整備等に大きな予算がつかしました。その他、富合小学校のプール補修、土地改良事業、老人憩いの家、河川及び上下水道整備等にも大変大きな予算が付きまして、総額で23億5000万円程度の予算が富合総合支所へ公式的に付いております。旧町時代、私たちが直接運営する頃は投資的な予算は殆どありませんでした。下水道事業に2億円程度お金を使って、他には道路の補修までは対応できませんでしたが、合併して23億円程の予算が付き、大変私達も嬉しく思っております。どうぞ、協議会委員の皆様方のご協力と総合支所の職員とが一緒になって、この予算を消化して町民の為に努力をしていきたいと思っておりますので、宜しくご理解を賜りたいと思っております。

今日は、午後から植木町の協議会委員さんあたりもおいでになり、富合町の協議会委員の皆さんと話し合いをしたいということでございます。今後は城南町、植木町、そして富合町が一体的になっているいろいろな事について熊本市に対応して行かなければならないと思っておりますので、どうぞ、協議会員の皆様方もそういう点を加味していただきまして、植木町の協議会委員さん方々にも色々やり方を教示して頂きたいと思っております。

では、早速議事に入りたいと思っております。提出議案につきましては、どうかご承

認を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。

それでは、これより「次第3 議事」に入ります。

本日は、市営住宅「廻江団地」建替事業について議題としております。

それでは、協議第1号『市営住宅「廻江団地」建替えについて』につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

市営住宅「廻江団地」建替事業について、都市建設局建築部住宅課から岡崎課長以下、参っておりますのでそちらの方から説明をいたします。

おはようございます。住宅課長の岡崎と申します。宜しく申し上げます。

本日は、協議会の議題としまして、「廻江団地の建替計画」につきまして、説明機会を設けていただきまして、誠に有難うございます。詳細につきましては、後ほど担当者より説明を申し上げますが、私の方から本市の市営住宅政策につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

熊本市におきましては、平成18年6月に熊本市第2次住宅マスタープランという計画を策定しております。それまでは、将来の人口・世帯数の増加の予測を元に、市営住宅の新規建設、或いは建替等を積極的に進めていたわけですけれども、昨今の少子高齢化或いは国からの補助金の削減等による厳しい財政状況の中、計画の見直しと言うものに迫られまして作られたプランでございます。この中で、目標・基本方針としましては、建設重視から、ストック重視・管理重視の政策への転換という事をうたっておりまして、具体的に申し上げますと、新規の市営住宅建設を行うのを中止し、老朽化した住宅につきましては用途廃止、或いは建替、それと改善を行っていくということで、最終的には総管理戸数の削減を目指していくところでございます。一方、富合におかれましては、新市基本計画が作成されておりますが、その中で住宅困窮者への対応、あるいは老朽化した団地の建替がうたわれております。このようなことから、現在の計画、あるいは方針に基づきまして、今年度は廻江団地を含めまして5団地の建替事業に着手したところでございます。

現在、合併後の市内全域の市営住宅につきましては、団地数142、戸数13,000余を管理しております。建替のみならず、色々な修繕、あるいは入居者の管理、収納率の問題など様々な問題を抱えておりますが、今後本市としましては、これら諸問題に対し、計画或いは基本方針に基づきまして、適正な管理をしていきたいと思っております。協議会委員の皆様におかれましては、どうぞご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それでは、早速、説明に入らせて頂きます。

まず、職員の紹介をさせていただきます。まず、担当係でございます計画係長の内尾でございます。それから、本日、説明を担当いたします計画係の田野でございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

「廻江団地」の基本計画を担当しております田野と申します。よろしくお願いいたします。

今回、「廻江団地」の建替事業の中で基本計画案が固まりましたので、ご説明させていただきます。今後はこの基本計画案を基に、実際建てるための実施設計などは進めてまいります。まず、「廻江団地」の位置についてなんですが、皆様、良くご存知だとは思いますが、熊本市側が北側で、この地図でいきますと、上が旧熊本市になります。「廻江団地」については、緑川から約700メートル程離れた位置にございまして、3号線から東に入ったところにあります。また、富合総合支所から約500メートル程離れた北北東の位置にございます。

次に周辺環境をご説明させていただきます。周辺環境は田園地帯で緑に囲まれております。北側につきましては、現在、新しい民間の住宅が建てられているところでございます。市営住宅については、このオレンジ色の屋根の部分と南側のこの二棟が、住棟部分となっております。

現況の「廻江団地」の配置図をご説明させていただきます。先ほどオレンジ色の屋根がかかっていた部分が全部で九棟、この南側の二棟が二階建て、それ以外は平屋建てとなっております。南側に集会所がありまして、集会所についても建て替えという風に計画しております。防火水槽につきましても、蓋を付けて今後も防火水槽を残しておく、という事になっております。また、消防団用の倉庫が団地の南東側にございますが、こちらも建て替え後は現状のまま残しておく、という風に計画をしております。

現況の作りについてですが、補強コンクリートブロック造となっております、住居の戸数が31戸、入居世帯数が29世帯となっております。

次に、平成21年度に現在「廻江団地」に入居されている29世帯を対象としてアンケート調査を行い、29世帯中24世帯から回答がございました。回答率は83パーセントとなっております。まず、「廻江団地」に入居されている世帯主の年齢について、アンケート調査を行った結果、他の市営住宅と同様に60歳以上の高齢者の割合がとても多く、6割以上を占めています。次に、現在の家族構成がどのタイプですか、という質問に対しての回答となります。一人暮らしの世帯が3割位となっております、高齢者が多く一人暮らしが多いといった結果となっております。更に、入居者の方々の自動車の保有台数についてもアンケートで聞き取り調査を行った結果、約6割程度が車をお持ちだということになっております。続きまして、自転車、二輪車でバイク等も含めて何台お持ちですか、といった質問に対しては、大体8割以上の方が、自転車をお持ちだという結果になっております。また、「廻江団地」の建て替え完了後、何処に移転先を希望しますか、と言った質問に対してですが、約9割の21世帯が新しい「廻江団地」に戻って来たい、とおっしゃっております。29世帯中24世帯が回答されており、5世帯については回答が帰ってきておりませんので、その方々がどう

いったところをご希望するか、というのは今の時点では分かっておりません。「廻江団地」以外へ引越しをしたい、とおっしゃっている世帯も3世帯いらっしゃいました。最後に、建て替え後どのタイプの部屋を希望されますか、という質問に対してなんですが、現在「廻江団地」建て替え後の計画では、1DK、2DK、3DK、の3タイプの部屋を計画しております。1DKは基本的には一人世帯、2DKは二人世帯、3DKは三人以上の世帯を対象に計画しております。回答された24世帯のうち、1DKをご希望されている世帯が6世帯で29パーセント、2DKをご希望されている世帯が7世帯で33パーセント、3DKをご希望されている世帯が8世帯で38パーセントとなっております。

この回答結果を元に建て替え後の間取り別戸数を決定しております。配布資料の配置図の様なものをお渡ししておりますが、そちらの右下に計画している戸数を載せております。1DKが6戸、2DKが12戸、3DKが12戸の計30戸で計画を進めております。未回答世帯の5世帯がお二人以上の世帯となりますので、1DKの戸数については、回答されている6世帯と同じ戸数を計画をしております。

旧富合町との合併協議の際、旧富合町の建設課との協議も進めて参りました。そのなかでご要望があった通り、「新・廻江団地」は3階建・鉄筋コンクリート造・30戸・エレベーター付きで計画をしております。

配布資料の配置計画案をご覧ください。皆様のお手元にお配りしている資料と同じ物になります。先程申し上げましたが、今度の「新・廻江団地」の計画は、1DKが6戸、2DKが12戸、3DKが12戸の計30戸で計画をしております。中央にこの部分が住棟になります。中央にエレベーターを設けまして、両端に階段がある造りになっております。南側に集会所がございますが、今の集会所を建て替えて、また同じ南側の敷地に集会所を設ける予定となっております。また、現在の周辺道路は3メートルから4メートル程となっておりますが、その部分についても6メートルに拡幅し、同じように「廻江団地」に入る為には北側の市道から二箇所の橋を渡って団地の敷地内に入って来ないといけないのですが、この橋についても拡幅を予定しております。駐車場及び駐輪場の駐車台数については、資料の右下に載せておりますが、駐車台数は入居戸数と同じ30台、駐輪台数は戸数の二倍の60台を計画しております。但し、この配置計画案については、あくまで基本的な考え方を示した基本計画案となっておりますので、この通りに出来上がって来る訳ではございません。今後の実施設計の中で変更が生じてくる可能性もございますので、ご了承下さい。

次に、こちらもお手元にお配りしている資料と同じものになりますが、イメージを掴んでいただくためのパースとなっております。これが先程お渡しした配置計画案と多少違う計画の時のパースとなっておりますので、実際の建て替え後の「新・廻江団地」がこの通りになる訳ではございません。あくまで、イメージを掴んでいただくものと思っております。

以上が「廻江団地」建替事業の基本計画についての説明となります。有り難うございました。

田中 榮信 議長

ただいま、事務局から説明がありました「協議第1号」につきまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

米原 靖雄 委員

すみません。ただいまご説明いただきました本年度が基本計画で、来年度が実施設計ですかね。大体、完成はいつ頃になりますか。農業あたりの関係も踏まえて、ご説明をお願いします。

事務局

スケジュールについて簡単にご説明致します。基本計画につきましては、平成21年度に行っております、基本計画を基にしました実施設計については、今年度行う予定にしております。今年度、実施設計まで終わらせて、来年度の秋口くらいに今「廻江団地」に住んでいらっしゃる方に、一旦、別の所に仮の移転をしていただきまして、それ以降今の既存の団地を解体して参りたいと思っております。その後、平成24年度に建物本体に着工したいと基本的に考えております。最終的には、今住んでいらっしゃる方が再入居で戻っていらっしゃるのが、平成25年度の比較的早い時期になるのでは、と考えております。但し、今回のケースは、まず水路橋の架け替えですとか、農繁期あたりは水路を活用されることが想定されますので、そういった事を今後実施設計の中で詳細な工程についても検討をしながら、スケジュールを考えていきたいと考えております。今、申し上げましたスケジュールに関しましては、あくまで現在の想定というところで、実施設計の中で若干伸びたり早まったりすることも視野に入れ、色々な条件をクリアしながら検討してまいりたいと考えております。

米原 靖雄 委員

分かりました。それから、今入居されている方々の仮の移転先の取り扱いについてはどうなりますか。

事務局

仮の移転に関しましては、通常、私どもが建替えをしております中では、基本的には入居されている方に民間のアパート等を探していただき、そちらの方に移転をしていただくということとなっております。また、なかなか移転先をご自分で探すのは難しいという方につきましては、相談していただきまして、現在私どもが管理しております市営住宅の中で空いている部屋について、その中でできるだけ入居されている方の希望に合う場所を紹介いたしまして、そちらの方に仮移転をして頂くという場合もあります。尚、蛇足ながら申し上げますと、仮移転をされた場合にどうしても民間のアパート等に移っていただくと、家賃が若干民間の方がやはりお高くなっております。そういった時に、入居者の方の負担が増えません

ように、私どもの方で家賃の差額につきましては上限付きであります但し補償基準を設けております。具体的には今、お支払いの家賃プラス4万7千円までを上限といたしまして、家賃の差額を補償いたします。また、市営住宅へ仮移転をされた場合には当該市営住宅の本来の家賃、例えば、本来の家賃が3万円でしたらその半額の1万5千円をご負担していただくという風に仮移転中のご負担につきましては、出来るだけ過大にならない様にとという事で考えております。更に仮移転の際、引越し費用が生じますので、その費用についても上限付きで世帯の人数に応じて若干前後しますが、一世帯につき概ね片道20万円程度の補償をいたしております。以上でございます。

米原 靖雄 委員

分かりました。入居者の便宜を計って、出来るだけ早期の完成をお願いしたいと思います。どうも、有り難うございました。

野口 ミナ子 委員

私もあの辺に住んでおりますので、色々と話を聞くんですけども、仮の移転先ということについては、やはり少し不安があるようで、「廻江団地」から近いといたら、どの辺りが検討されるのでしょうか。

事務局

富合地域周辺の民間のアパートにつきましては、私どももあまり良く存じていませんので、何とも言えないのですが、基本的に民間のアパート等をご希望の場合には、入居者ご本人さんが探して頂き、希望される所に入って頂くということでございます。また、市営住宅を希望される場合には、やはりどこを用意するという事ではございませんので、熊本市内にある百数十団地中で、仮移転希望者から例えば南部地区が良い、中央に近い方が良いとか、或いは東部の方が良いという風な希望をある程度お聞きしまして、その中で空いている部屋がある団地があればそちらの方を紹介しまして、ご本人さんが了解されましたら、そちらの方に移転していただくという方法を採用しています。

野口 ミナ子 委員

分かりました。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか。

菊池 博志 委員

菊池でございます。私は、「廻江団地」のすぐ隣に住んでおりまして、その建替えについて

は、旧町議員時代から要望してきた経緯がございまして、今回できるということで大変嬉しく思っているところでございます。質問ですが、配置図計画案にも載っています6 m幅の外周道路、消防用ポンプ倉庫及び防火水槽の蓋をどのような形にされるのかというのを少し伺いたいんですが・・・。

事務局

まずは**外周道路**の件につきましてご説明いたします。境界につきましては一部不確定になってる部分もございまして。これは私ども市側と民地である住民側の主張が若干食い違っておりますので、これに関しましては私どもの言い分を無理強いをするという風なことは考えておりません。基本的には将来どちらに決まってもいいように、6 m道路を確保したいという風に考えております。**消防団の倉庫**につきましては、元々団地の中に建設されているという事ではありますが、これに関しましては現在、消防局が所管をしております。消防局さんと話をしましても、今すぐに建替えをするなどの計画は無いようでございます。そういうこともございまして、私どもとしては消防団の倉庫建替えが将来出来るような敷地を確保したうえで、道路を少し斜めに持ってきて付け替えを考えております。消防団の倉庫について今後どうするのかということについては、私どもの方でお話できる権限はございませんので、ご理解いただきたいと考えております。**防火水槽**につきましては、法的に必要という訳ではないということを消防局から聞いておりますので、これを先ず撤去するという選択肢がひとつ、もうひとつは作り変えてしまうという選択肢がひとつ、もうひとつが先程言いました蓋をかけるという選択肢だったのですが、現在こちらのほうの水道の水圧があまり高くないというお話を聞いております。そういう事もございまして、この防火水槽を撤去してしまうと、今度は消火栓だけでは十分な水圧が現状では確保出来ていないということですから、先ずは撤去するという選択肢は外しております。続きまして、水道に関しては将来的には敷設換えの計画があるというように聞いてございますので、防火水槽の建替えにあまり過大なコストをかけるのも将来的にどうかということもあり、フェンスで囲まれた今ある防火水槽を有効活用するため、詳細については実施設計をこれからやりますので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、旧熊本市内でも防火水槽に蓋を蓋掛けを以前やっていたところもございまして。防火水槽にコンクリートで蓋をし、取水口にはマンホール蓋を設置するという事で対応しておりますので、その辺につきましては消防局とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。

菊池 博志 委員

はい、有り難うございました。ただですね、フェンスを残したまま蓋をするということなんです。それともフェンスを外して蓋をするということなんです。

事務局

そちらの方はまだ確定していませんが、蓋をしてしまえばフェンスは不要になるのかなと
考えております。

菊池 博志 委員

ただ、この水がとてもではないですけども綺麗な水ということではなく、年に一回、抜き替えて中を掃除して、これまでやってきた訳なんですよ。ただそれをしてしまうと、ものすごく汚い水があって、防火水槽としての機能を果たす事が出来るのかという疑問があります。例えば泥とかが出来たときに、実際汲み上げた時に出ない恐れもある。そういう中で、残さなくていいのであれば、もう残さないほうがいいのかかなと思うんですよね。水圧の件に関しましても、今まで私たちが消防団も含めて活動した中では、水圧が低いというレベルではないと私は思っておりますので、その辺も含めてもう一度確認をされて、実際必要でないならもう撤去して頂きたいな、と思います。

事務局

分かりました。防火水槽に関しましては、再度、水道の水圧に関しては水道局、防火水槽そのものについては消防局との兼ね合いがございますので、確認をした上で、また考えていきたいと思っております。ただ、場合によっては、将来的に撤去という事も視野には入れておりますが、水道の敷設換えがあれば当然そのまま残しておくとか、そういうことも選択肢としては考えておきたいと思っておりますので、その点をご理解をお願いいたします。

菊池 博志 委員

ありがとうございました。

松永 隆 委員

少しよろしいですか。建替えに関しては全部お任せしますので、実施設計の段階でモデル的な美観など検討をされ、良い建物が出来上がることを期待しております。ただ、一つお願いしたいのは、担当範囲かどうか分からないのですが、建替えてから旧住居人である富合の方々が優先的に「廻江団地」に入居できるのか、若しくは私たちが旧町議員のときには、母子家庭世帯からの旧町営住宅への抽選申込み件数が低額家賃ということもあり、結構多かったのですが、そういった生活弱者への行政的配慮による取扱いと3DK・2DK・1DKの家賃について教えて頂きたいと思っております。

事務局

優先の話でございますけれども、地域での優先というのは今のところございません。例えば、高齢者世帯、障害者世帯及び母子家庭などの場合は優先と言いますか、抽選の際に抽選券一枚を余分に差し上げるというように優遇措置は行っております。

松永 隆 委員

優遇？

事務局

はい、優遇措置であります。ですから、今おっしゃった地域でのこの団地への優先というのは今のところございません。

次に、家賃についてお答えします。まず、ここは建替えなものですから、基本的に今住んでいらっしゃる方が戻ってくるというのが最優先でございます。ですから基本的に今住んでいらっしゃる方が戻られたうえで、空いたお部屋がありましたら、そちらは抽選をかけるというようなやり方でございます。家賃につきましては、実際には詳細な建設技術なども含めて検討しないと正確な金額というのは得られないのですが、最近の事例で申し上げますと、一番収入が低い階層の世帯で3DKで概ね3万2千円程度、2DKで2万4千円程度、1DKで1万8千円程度でございます。収入に応じて当然家賃は同じ部屋でも上がってまいります。但し、今の「廻江団地」は、恐らく家賃が非常にお安くなっているのかと思われまので、これを建替えが終わったあとに戻って来られて、いきなり、例えば今何千円かの家賃のところが3万円になりますよ、と言いましてもなかなか厳しいということもあるかと思えます。その為、建替えの際には、元の家賃が今の家賃から本来の家賃に5年間を掛けて段階的に上がっていくという措置を取っております。

松永 隆 委員

分かりました。

野口 ミナ子 委員

現在の入居者に対する説明というのは、いつ頃あるのですか。

事務局

入居者に対しましては、実は昨年度、建替え事業の確定を前提とした基本計画を策定する段階で、一旦アンケートをとっております。それである程度、入居者の皆さんにお話ができるような材料が揃いましたので、今後、いつ頃入居者説明会を実施しようかということの色々考えていたのですが、先ずはその前に合併特例区協議会の中で、一度委員の皆様説明した後が良いのではないかと思います。入居者に対しては、6月市議会が6月14日までありますので、その直後くらいには説明会を実施したいと今のところは考えております。

野口 ミナ子 委員

入居者説明会のスケジュールについては教えて頂くと、一緒に聞きたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

事務局

その際は、富合総合支所さんを通してご案内するような格好でよろしゅうございますか。

野口 ミナ子 委員

はい。

内藤 信博 委員

すみません。「廻江団地」の駐車場の件なんですけれども、旧富合町の時は駐車場料金と言うのは発生しておらず、合併後も現状は引き続き駐車場は無料扱いになっていると思われませんが、今回この建替えが終わった後には、駐車場は無料となるのですか、それとも有料となるのですか。

事務局

市営住宅の駐車場に関しましては、一区画が2千円です。以前は、基本的に1世帯に一区画で1台というのが基本でございましたが、3年ほど前から駐車場に空き区画が当該市営住宅団地の全駐車台数に占める割合が1割以上ある場合につきましては、2台目の区画の貸し出しをするという取り扱いに変わっております。その場合も、2台目の区画につきましても追加で2千円ということであります。

内藤 信博 委員

恐らくですね、入居者から今まで駐車料金を取っていなかったと思われるので、この件と家賃の件も併せて入居者から理解を得るのが困難なのではないかという印象を受けます。駐車場に関しても家賃と同様に5年間で段階的に上げていくということはできませんか。

事務局

駐車場につきましては、傾斜で段階的にという制度がございませんので、当初から当たり前の金額を頂くということでございます。

内藤 信博 委員

ただ、これまで駐車場料金が発生していなかったもので、入居者の中には形式的にご理解される方はいらっしゃるのかもしれませんが、先程説明の中で高齢者の方が6割ほどいらっしゃるということで、その中には車をお持ちの方もいらっしゃると思います。出来たら、色々な意見を聞いて頂いて、駐車場の方は段階的に傾斜による値上げの検討などご配慮いただきますようお願いしたいと思います。それからもう一件質問ですが、駐車場のスペースが満車になっ

た場合、例えば一世帯に3台あって他に駐車できるスペースがなく、市営団地駐車場以外の別のスペースに止めた時にはその近隣から苦情が発生するケースも考えられると思うのですが、そういった場合の対処の仕方はどう考えますか。

事務局

先ず、先程の駐車場の代金についてなんですが、例えば家賃につきましては、これは法律の規定がございますので、その規定に沿って実施おりますが、駐車場代金につきましては、段階的というような規定が恐らくなかったと思います。その辺のところは、私ども住宅課の中でも少し役割分担がございます、私が実は管理の方を担当しているわけではないものですから、明確なお答えが出来ないのですが、恐らく減免に関する規定がなかったのではないかなと思います。駐車場の減免について同じ様な話というのは、熊本市内の百数十団地、どこからでも出ております。そこで、「廻江団地」だけ特別な事を認めるのも他所の団地への影響が大きいということで、ちょっと難しいのかな、というような気がしております。また、駐車場の台数が全部埋まってしまった場合ですが、先程一世帯で3台というようなお話があったんですけども、基本的に現在駐車場の区画として貸し出しているのは、最大でも1世帯で2台まででございます。それを超える台数につきましては、入居者個人の責任で何処かに駐車場を確保していただくということをお願いしております。但し、2台までと言いましても、基本的には1世帯に1台、要するに今回「廻江団地」は30戸で30区画用意するということにしておりますので、全員が2台駐車できるということは、その前提として空き区画があるということが条件となります。その辺につきましては、基本的に市営住宅につきましては、収入が少なく住宅に困窮されている方々を対象に運営している住宅でございますので、ある程度入居者にはご理解頂きたいと思います。

内藤 信博 委員

有り難うございました。それから最後にもう1件質問をよろしいでしょうか。熊本市の市営住宅の仕組みが、まだよく把握できていないんですけども、今「廻江団地」には管理人さんがいらっしゃると思います。新しく今回建替えられた場合も、入居者の中から管理人さんを選んで置かれるのでしょうか。

事務局

すみません、私どもは管理をしている立場じゃないものですから、また明確なお答えになるかどうかかわからないのですが、通常建替えをした場合におきましても、団地毎或いは棟毎ということもあるのですが、入居者の中から皆さんの互選で管理人さんを選んで頂いて、選ばれた管理人に管理は委嘱するということしております。実際、旧熊本市でお願いしている市営住宅の管理人さんの役割と旧富合町営住宅の管理人さんの役割というのが「イコール」かどうかというのは、ちょっと分かりませんが、選任方法としてはそういうことではござい

す。団地によりましては、1年交代で管理人さんをまわしていくというところもございますので、その決め方については、基本的には団地の自治・自主性にお任せをしているということでございます。

内藤 信博 委員

はい、有り難うございました。なぜ、今質問したかということ、建替え後の団地自治については、やはりある程度のルールというのを入居者の方々に独自で決めていかなければならないところが多々あると思いますので、それを確認いたしました。以上です。

改原 明博 委員

すみません、私からお尋ねいたします。入居する場合の熊本市営住宅については保証人が大体何名ぐらいいるかということと、家賃を滞納した場合に何ヶ月分でその警告といいますか、退去命令により一応出ていってもらうのか、或いは保証人さんが家賃滞納分の支払いを代行してもらう場合など、そのような熊本市の事例があれば教えてください。

事務局

まず、入居される際の手続きでございますけれども、保証人1名の保証によりまして、書類を提出していただくことになります。滞納の手続きにしましては、先ず納期限から1ヵ月を過ぎますと、督促状を発送いたします。2ヶ月経ちますと、催告状を発送ということで、確か2ヶ月か3ヶ月後には本人及び保証人にも催告をするということだったと記憶しております。その後、お支払いいただければそれで済むわけですが、それが続きますと、今度は法的な手続きに移っていくわけですが、その中で簡易裁判所におきまして和解というものと、それにも応じられない方については提訴という形で最終的には明け渡しによる強制執行という形になります。以上です。

改原 明博 委員

只今の説明で、入居の際には保証人が一人必要であり、入居者が家賃を滞納した場合には、保証人がその負債を負担する可能性があるという事が分かりました。また、入居者がどうしても裁判沙汰までなっても和解できない場合には、提訴という形で明け渡しにより出ていってもらうということで、最終的にはやはりそういった方向に進んでいくわけですね。

事務局

基本的には保証人というのは、そういう役割を担うということでございますが、私が確認したところ、これまで実際保証人に支払いを求めたということは先ず事例がないと聞いております。ほとんどが強制執行になりますと、全額納付という方が多いようでございますので、最終的に保証人に及ぶという事例は少なからずあったかもしれませんが、私自身は今のとこ

ろ確認しておりません。

改原 明博 委員

分かりました。有り難うございました。

田中 榮信 議長

他にございませんか。

菊池 博志 委員

すみません、集会所の西側について、ここは空き地になっておりますけれども、ここはこのままということで考えてよろしいですか。

事務局

私どもは建替えの際に、新たな敷地を取得するということとはございません。基本的に今ある敷地の中で、出来る範囲での計画をするということを基本としております。この土地につきましても私どもで、例えば買収をするとか、そういった計画はございません。

菊池 博志 委員

有り難うございます。そういうことであれば、例えばここにフェンスを建てるなど、そういう状況というのは出来るのですか。少し聞いておきたいのですけれども。事実、ここは少し段差があって危なく、子供たちが怪我をしたり、勝手に車を止めて苦情の原因になったりする現状でありますので、フェンスを建てるなどの計画はございますか。

事務局

実はこちらの外周につきましては、熊本市道でございます。ですから、私どもで勝手に道路の上に構造物を作るわけにはいきません。この件につきましては、富合総合支所の建設課さんが道路管理者ですので、建設課さんと協議をしながら、進めてまいりたいと思います。私自身が土木に疎いため申し訳ございませんが、いずれにしましても、道路上に設置できるものというのが、恐らく道路構造令ですとかそういった法令がございますので、道路上に設置出来るもの出来ないもの、色々基準があるかと思えます。そういうこともありますので、外周道路の工事自体は私どもで実施しようとは思っているのですが、工事实施の事前承認を道路管理者からいただいてやりますので、現段階ではどのようにするというお答えは、すみませんが出来ない状況でございます。

菊池 博志 委員

はい、分かりました。すみません、最後にもう一点だけ質問をさせて下さい。「配置図計画

案」において、広場スペースの部分に「児童遊園」と書いてありますけれども、これは遊具等を置かれるのですか。ここは、以前は遊具があったのですが、全部撤去され、現在は駐車スペースのような形で使われています。遊具の必要性如何については私も判断に困りますけれども、ここは遊具を設置されるのか、また芝生にもされるのかをお尋ねしたいと思います。

事務局

「児童遊園」というように書いてございますが、私どもも、もうかれこれ十数年ぐらい前から、団地に遊具を設置することは実施しておりません。過去に色々危険な事が多かったものですから、こちらに遊具を設置する計画はございません。ですから、どちらかと言えば子供が遊べる広場というような捉え方で考えて頂ければと思います。また、芝生を張るか張らないか、ということにつきましては、こちらの市営住宅建設が国からの補助金事業であり、どうしても予算の上限という縛りもございますので、その点を考慮しながら、これから実施設計の中で決めていくことになるのではないかと思います。

菊池 博志 委員

はい、有り難うございました。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、提案のとおり実施ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは協議第1号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

これより「報告事項」に入ります。

報告第1号「釈迦堂1号線の安全対策について」について、事務局からの説明を求めます。

事務局

釈迦堂1号線の安全対策について、新幹線推進班 坂田班長より説明いたします。

建設課の坂田でございます。お配りの資料の5ページをお開きください。そこに釈迦堂1号線の路線を図示しております。緑川の河川管理道路を市道として管理しているところがございますが、最近事故が多いという事で、土地は国土交通省の所管になっております。また平成21年度に鳥場・大町・上杉・釈迦堂の区長様から、道幅を広くしてもらえないだろうかという要望を受けていたところがございます。この拡幅については、緑川の河川国道事務所と協議いたしましたが、拡幅することは河川管理道路として困難だというような回答を頂

いております。その次の資料として6ページ及び7ページがございますが、こちらは車が落下したときの現場の写真を頂いて添付しております。河川管理道路からかなり離れたところへ落下しておりますので、かなりのスピードで突入されたものだと思います。現在、緑川河川国道事務所と南署と協議をしているところでございます。緑川河川国道事務所としては離合場所ができれば、ということで検討されているところでございます。5ページの図面を見ていただきますと分かる通り、事故の発生場所がかなり集中しておりますので、建設課といたしましては、この危険箇所についてはガードレールを設置し、ドライバーの視野に訴えて速度を規制できればという形で考えて今協議を行っているところです。^{なにぶん}何分にも、ここが河川管理道路の堤防敷ということで、ガードレールの設置等についての構造なども問題になっております。その辺については、国土交通省の許可がないと施工ができないという状況にありますので、今その協議を行っているということの事前報告でございます。以上です。

田中 榮信 議長

只今、事務局から説明がありました「報告第1号」につきまして、ご質問等はありませんか。

菊池 博志 委員

確かに転落事故が多いと思いますが、例えば、ここはかなり大きいトラック等が通るではありませんか。それを規制するというのは出来ないのですか。

事務局

南署等と協議しましたところ、市道ということで、交通規制についての大型車両については、高さ規制はありますが、大型車両を規制するということになると、河川管理道路で市道を外せばそれが出来るということでございました。つまり、道路という形態でありますので、そこで大型車の通行禁止による規制は取ることができないということでもあります。そこで、視覚的に訴える手段として、この先車線幅が縮小します、というような安全看板等の設置も考えながら整備していきたいと考えております。

野口 ミナ子 委員

この資料の6ページ及び7ページの写真に載っていない他の所も転落事故ですか。

事務局

そうです。

野口 ミナ子 委員

平成21年度よりもそれ以前の転落事故についてはどうだったのですか。

事務局

私たちが把握をしているのは、配布資料に掲載をしている平成22年3月下旬の事故状況写真の分からずです。実際、これまで事故当事者たちが自分たちでレッカー移動の手配を電話でされ、自分たちで引き上げた分については、私たちも把握しておりませんし、南署でも分からないという話です。

野口 ミナ子 委員

以前からあったと考えられますか。

事務局

区長さんたちの話によると、平成21年度にはガードレールがないところで、車が大体2台ずつ程度落ちているという話を聞いておりますので、以前から落下事故があったのではないかと推察されます。現場は、道路幅の一部が少し広がっていて大型車も通るという事で、道路の路肩が10cmから15cm程度、一段下がっております。路肩には草が生えており、下がっている状況が分かりづらくもありますので、そこに一旦踏み入れた場合には、そのまま河川側に落ちてしまうという状況です。

野口 ミナ子 委員

はい、分かりました。

田中 榮信 議長

他にご質問はありませんか。

内藤 信博 委員

以前から、落下事故が発生しているというのは、私も耳にはしたことはあります。やはりその対策というのは、いずれにしろ、ドライバーのモラルと申しますか、マナーの問題もあると思うのですが、車同士がすれ違いの際にスピードを落とさないドライバーも結構見受けられます。何らかの対策を取らないと、現状はかなり危ないということは、私も重々認識はしております。この釈迦堂1号線は、緑川下流区域の走瀉方面から国道3号線までを工事区間として、ちょっと定かじゃないのですが、以前舗装工事とケーブル埋設工事がありましたよね。工事時期についてはどちらの工事が前後か覚えておりませんが、舗装工事をされてからケーブルを埋められたのでしょうか。

事務局

その辺は良く分からないですね。

内藤 信博 委員

そうですか。今お話をしましたとおり、釈迦堂1号線の緑川下流区域の走潟方面から国道3号線までを工事区間として、以前舗装工事とケーブル埋設工事がありました。それによって、その区間の道幅が約2～30センチ程度若干広くなり、私も毎日そこを通っているのですが、車同士の離合が大分し易くなったという点がひとつありましたので、今問題となっている道路区間も同様に出来ればケーブルを埋めて道幅を若干広くするという事はできないのでしょうか。

事務局

緑川下流域の方は、道路とは違う一段下のところにケーブルを埋設されている現状でございますので、直接道路上に埋設している部分というのはあまり有りません。また、緑川河川国道事務所にも、今回の問題となっている河川区間の道路幅を広げてもらえないだろうか、という話で最初持ち上げたのですが、それは難しいとのご回答でした。そのため南署と協議をした時には、先程、内藤委員さんからもありました通り、基本的にはドライバーのモラルの問題なので、視野に訴える事が一番安全なのではないのかという話になったところでございます。

内藤 信博 委員

緑川下流域の方は、多分、先程私の勘違いだったと思いますが、道路が拡幅されて舗装されたのではなく、確か路面の凹凸が少し激しかったので、舗装をされたと思います。その後、確かケーブルが埋設されたと思うのですが。そういった理由で、恐らく今問題となっている道路区間も凹凸のあるところが結構見受けられますので、そこを全部舗装工事という形では出来ないのですかね。そうすれば、今の現状より少しは良くなる可能性があるのではないかと思うのですが。

事務局

その件についてお答えさせていただきます。限られた予算でございますので、他にも優先的に整備をしなければいけない部分がございます。先ずは、そちらから先に整備をすることで、とりあえずこの道路については、他の道路の部分に比べると、そんなに歪んでいるようには見えませんので、当面は補修的対応で行いたいと思います。将来的には全面的に舗装のやり直しをしたいと考えております。ここは市道であり、道路の維持管理については、富合総合支所建設課で予算計上から工事施行まで全てしなければなりませんので、その辺についてはご理解とご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

内藤 信博 委員

はい、分かりました。今ご説明をされました意味も理解できますが、あくまでも市道ということで、ここが今後、事故が多発して死亡事故が多々起きるということになれば、どうなのかという不安もあります。また、区長さん方々からもかなり要望書あがってきておりますので、そういう点も考慮していただき、地元の方も安心して道路利用が出来るように、なるべく早急に対処して頂きたいと思います。終わります。

田中 榮信 議長

他にご質問等はありませんか。他にご質疑が無ければ、今、内藤委員からも要望がありましたように、市道という意味で南署と緑川河川国道事務所とも充分話し合いの上で、出来るだけ安全な道路整備の確保をお願いしたいと思います。では、次へ進みます。続きまして、報告第2号「今後の行事予定について」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局

今後の行事予定について、ご説明いたします。5月の行事予定として、本日は13時半から嘱託員会議、15時から植木町合併特例区意見交換がございますので、委員の皆様のご出席を宜しくお願いいたします。また、20時から富合町体育協会役員総会を行います。次に13日は戦没者追悼式がございます。15日には市議会第1回臨時会が、16日には熊本市総合防災訓練及び富合校区防犯協会総会がそれぞれ行われます。19日は富合町文化協会総会がございます。21日、定例農業委員会、23日、富合中学校体育大会、30日、富合小学校春季運動会がそれぞれございます。また、31日からは市議会が開催されます。次に6月の行事予定としては、9日にふるさと総合検診、特設人権相談と嘱託員会議がございます。あとは、参考ですけれども、7月31日に「ふるさと祭」があり、場所は緑川河川敷でございます。尚、この協議会が終わったあと、申し訳ございませんが副会長さんには残って頂きまして、今日の打ち合わせを行いたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「報告第2号」につきまして、ご質問等はありませんか。

他にご質疑が無ければ、次へ進みます。

尚、先程事務局から説明がありましたように、今日15時から植木町合併特例区から研修に来られますので、協議会終了後、各委員さんにご出席していただきますよう宜しくお願いいたします。それでは次に「次第4 その他」に入ります。まず最初に、次回協議会の開催日時について、確認をしたいと思います。協議会は、「原則第二水曜日」に開催することで確認されておりますが、次回の6月9日は市議会の会期中になりますので、次週16日ということで皆さんよろしいでしょうか。

菊池 博志 委員

囑託員会議とはまた別の日ですよね。

田中 榮信 議長

囑託員会議は、先程事務局より説明がありましたように、9日の13時半からあります。それでは、異論がなければ、次回協議会は6月16日・水曜日と決定し、開会時間は午前10時からということをお願いしたいと思います。

それでは最後になりますが、「その他」として、皆さんから何かございませんでしょうか。特に何もなければ、これで議事を終了したいと思います。

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には長時間にわたり、円滑な議事進行に御協力いただき、有り難うございました。

これをもちまして、「平成22年度第2回富合町合併特例区協議会 定例会」を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成22年6月16日

署名委員 村崎 啓 則

署名委員 野口 三子